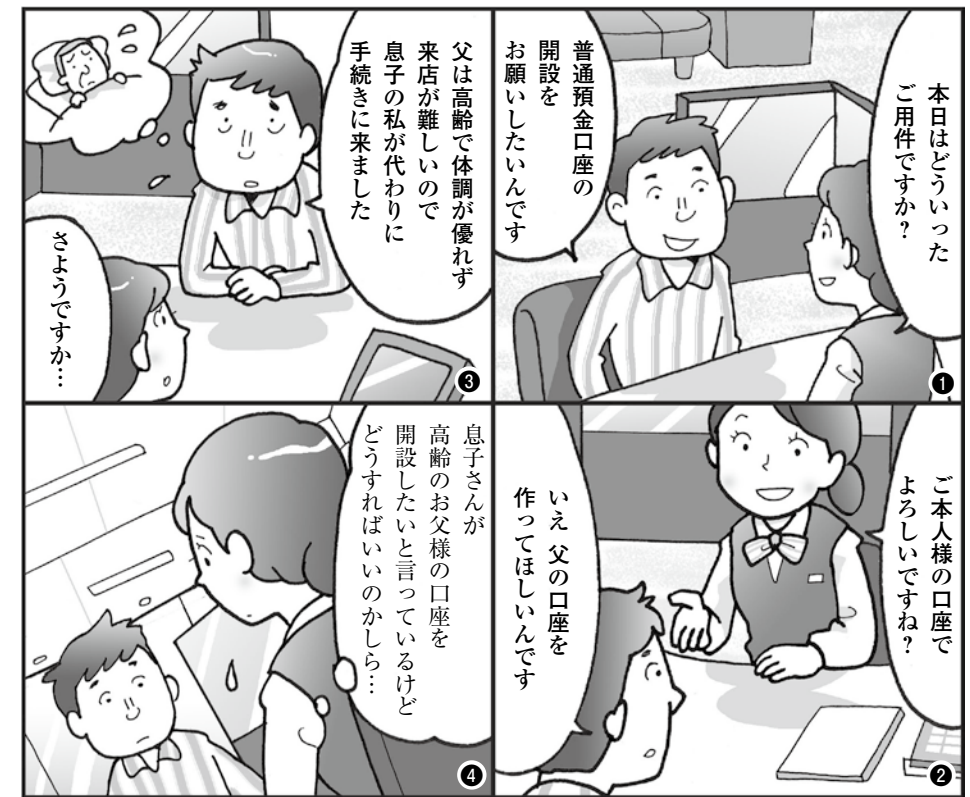


口座開設申込受付時のこんなときどうする？

ケーススタディ

ケース①② 南川 善光
ケース③～⑦ 保志 秀一

ここでは、口座開設の申込受付時に対応に迷うケースを挙げ、手続き上の留意点を解説します。



ケース①
息子を名乗る者から高齢の親名義で口座開設を求められた

本 ケースの場合、来店者の申し出についていくつか確認することがあります。

1つ目の確認すべき点は、来店者が正当な代理人かです。預金口座開設者本人ではなく息子を名乗る者が来るといふ異例な取引ですから、相当の注意が必要になります。

犯罪収益移転防止法では、特定取引（本ケースは口座開設）の任に当たっている者が、当該顧客等と異なるときは、顧客本人（口座名義人である父親）の取引時確認を行うとともに、代理人等（息子）を名乗る者の本人特定事項の確認を行わなければなりません。

合わせて、図表のいずれかの方法で息子を名乗る者が、父親のために口座開設手続きの任に当たっていることを確認する必要があります。

口座開設の意思や開設目的も確認する

2つ目の確認すべき点は、当該金融機関の営業店で口座を開設す

る妥当性です。もちろん相応の理由があればよいのですが、犯罪に利用される可能性がゼロとは言えません。

父親名義の預金口座を開設し、振り込め詐欺等の受け皿口座として反社会的勢力に口座を売却する等の犯罪行為の可能性も考えたほうがよいでしょう。

そこで、口座開設の目的をしっかりと確認します。本ケースは、例えば遠く離れて1人住まいをしていた高齢の父親を息子が引き取って同居を始めたため、息子の住

●正当な代理人かを確認する方法

- ①代理人等が顧客本人の同居の親族または法定代理人であること
- ②代理人等が、顧客本人が作成した委任状その他の書面を有していること
- ③顧客本人に電話をかけること、その他これに類する方法により確認できること
- ④金融機関が、当該顧客本人と代理人等との関係を認識していることにより、代理人等が取引の任に当たっていることが確認できること

所で預金口座が必要になった場合が考えられます。また、父親が老人ホームなどの施設に入居したため、最寄りの金融機関で口座を開設することもあつてでしょう。

妥当性を見る際には、申告を受けた取引目的を鵜呑みにしないことが重要です。犯罪収益移転防止法では、取引目的を申告によって確認しますが、場合によっては裏づけをとるなどして慎重に取り扱います。

仮に父親が息子の自宅で同居を始めたのであれば、父親の住所と息子の住所が一致することを確認します。父親が老人ホームなどの施設へ入所したのであれば、入所時の申込書や施設長への電話により確認を行うべきです。

また、父親へ電話して口座開設の意思や息子へ手続きを依頼した事実、開設目的についても確認することが望まれます。その際に、意思能力に疑問を感じた場合は、窓口での口座開設手続きを一時中断し、面談によって意思能力・行為能力を確認すべきでしょう。

意思能力がないと判断された場合は後述する成年後見制度を利用してもらいます。

成年後見制度に関する届出書が必要なことも

では、息子を名乗る者が口座開設手続きに来て、父親が成年後見制度を利用していると申し出た場合には、どう対応すればよいでしょうか。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」に分類されます。本人の住所地の家庭裁判所に後見等開始の審判を申し立てる必要があります。鑑定手続きや成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのため一定の審理期間を要します（通常は約4ヵ月程度）。

一方の任意後見制度とは、将来に備えてあらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、諸契

約、財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度です。本人の判断能力が衰えたときに、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が適切な保護・支援を行うこととなります。

仮に来店者が口座開設者本人の成年後見人を名乗っている場合、金融機関所定の成年後見制度に関する届出書を取り受けたうえで、登記事項証明書などで後見等が開始されていることを確認します。そして、口座開設者（名義人）である父親の取引時確認や来店者の本人特定事項の確認を行います。

POINT

- ・父親の取引時確認、息子を名乗る者の本人特定事項と代理人として取引の任に当たっていることの確認を行う
- ・取引目的の裏づけをとるなど慎重な取扱いも